次期千葉市環境教育等基本方針（骨子案）

資料２－２

現行基本方針の施策体系

【主体】①市民 ②事業者 ③学校 ④地域 ⑤民間団体 ⑥市

柱1　環境保全・創造の意欲の増進
- ①普及啓発事業の充実
- ②拠点・フィールドの整備・活用
- ③環境情報の収集及び提供
- ④環境保全活動への支援

柱2　環境教育の推進
- ①学校における環境教育の推進
- ②職場における環境教育の推進
- ③地域における環境教育の推進

柱３　市民・民間団体等との協働
- ①パートナーシップの構築
- ②協働事業の充実
- ③人材の育成及び活用

・継続して取り組む事項・強化する事項を整理・統合
・新たな主体区分に再整理

次期基本方針の施策体系

各主体の関係性のイメージ図

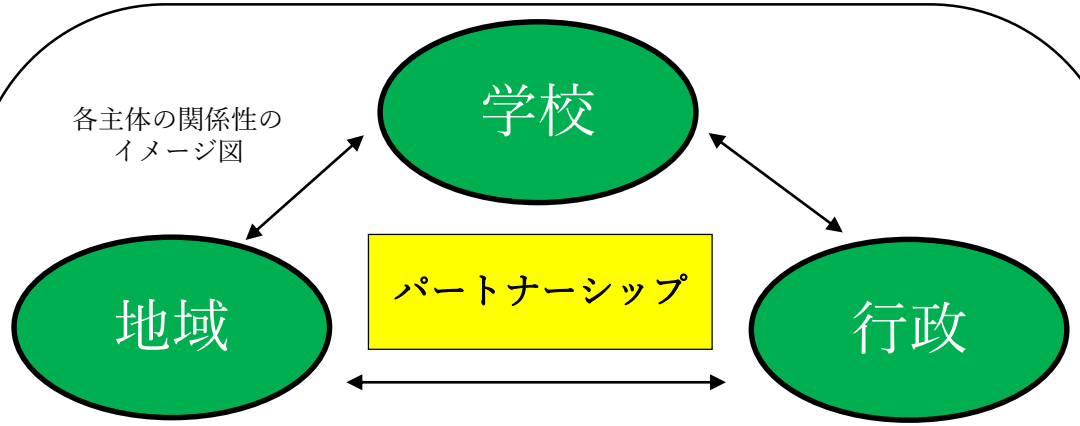

各主体の役割

【学校】
・小学校、中学校等それぞれの発達段階に応じて、学年・学校間、地域の住民や民間団体、行政との連携に配慮しつつ、多様な体験活動を取り入れ環境教育を促進し、自ら考えて行動できるような人材が育つことを促す役割。

【地域】（市民、企業、NPO等）
・地域の資源を学習素材として積極的に活用して特色ある環境教育を推進し、地域の環境配慮の意識を高める役割。

【行政】
・環境教育に関する施策を総合的に推進する役割。
・各主体の連携推進、情報提供者としての役割。

【施策１】（イメージ）
環境教育の推進
・教材の充実（教員用教材の作成）
・各種環境教育講座等のリスト化
・イベント、インターネット等を活用した普及啓発
・体験の場の提供

【施策２】（イメージ）
協働取組の推進
・各主体の架け橋となる環境教育プラットホームの設置
・環境表彰制度の創設（エコメッセで発表会等）

【施策３】（イメージ）
人材育成及び活用
・講習会等の開催による人材育成
・講師派遣等
・講習修了者の活用の場の提供